

係機関が協働して行うことが大切です。効果的な連携には、各機関が互いの機能や限界を理解し、役割分担をして補い合いながらネットワークを構築することが必要です。支援には地域資源を十分に活用することが重要と考えます。

3. 虐待対応の実際

(1) 虐待の通告

①どのタイミングでどこに通告するのか

児童虐待防止法では、虐待が疑われる子どもを発見したら「市町村」「児童相談所」「都道府県の設置する福祉事務所」、または、児童委員を介して、「市町村、都道府県の設置する福祉事務所もしくは児童相談所」に通告することとされています。

②市町村行政に通告する際のポイント

通告が必要だと判断した場合は、速やかに連絡し、虐待が疑われる点や子どもや保護者の状況を客観的かつ具体的に伝えます。

③児童相談所等に通告する際のポイント

緊急性が高く、一時保護等のより専門的な対応が必要と考えられる場合は、児童相談所へ通告する。

*緊急性が高いと考えられる場合の例

- ・頭部や顔面、腹部等の危険部位に傷やあざを確認した場合
- ・やけどがある場合
- ・傷やあざが大きい、複数ある場合
- ・性的虐待が疑われる場合 等

4. おわりに

保育所等は、日常的に子どもの状況を把握でき、虐待を発見しやすいといえます。

また、保護者が児童相談所や保健センター等に比べると、日ごろから関わりがあり相談しやすいことから、虐待を未然に防ぐことや虐待の早期発見などの虐待対応の役割も期待されています。

日常接している保護者との信頼関係を崩したくないという思いから、早急な対応が必要なときに虐待への通告を躊躇してしまっただけでは、子どもの命を守ることはできません。

職員は、児童虐待に関する知識を得ることや保育所等での体制整備を図ることにより、適切な対応を行っていくことができます。日ごろから、保育所等内で気になる子どもや保護者についての職員の情報の共有を

行っておくこと、虐待が疑われる子どもに対する保育所等職員の専門性を活かしたかかわりを行うこと、虐待防止の視点での保護者とのかかわりが大切です。

また、判断に迷ったときに相談できる行政や関係機関と連携して対応していくことも求められています。

保育所等の日々の取り組みから健やかな子どもの育ちを支え、虐待を未然に防ぐことにつながっていくことが望まれます。

参考・引用文献

- 1) 厚生労働省告示第百十七号「保育所保育指針」
- 2) 「子ども虐待対応の手引き」(平成25年8月改正版)(平成25年8月23日雇児総発0823第1号)
- 3) 全国保育士会. “これって虐待? ~子どもの笑顔を守るために~ (保育者向け児童虐待防止のための研修用ワークブック)”

<https://www.z-hoikushikai.com/about/siryobox/book/gyakutai.pdf>

学校の児童虐待対応力を向上させるための「チーム学校」づくり

稲葉 薫 (東京都教育庁人事企画担当)

1. 「チーム学校」の変遷

皆さんは、「チーム学校」という言葉をお聞きになったことがあるだろうか。学校を1つの職場組織として見た場合、現在の学校には、校種等にもよるが、教員のほか、スクールカウンセラー(SC)やスクールソーシャルワーカー(SSW)、看護師、介護士、部活動指導員など、さまざまな専門性をもつ職員が配置されている。さらに、学校は、地域にも開かれ、児童生徒の保護者のもとより地域住民や町内会等、地域で活動する団体とも連携・協力し、子どもたちの成長や安全・安心な生活を支える拠点としての役割を担うようになってきている(図7)。

しかし、従前の学校は、図の左側にあるように、教員間の上下関係や連携が少なく、地域との交流もほとんどない、いわば自己完結型で閉じた構造をしていた。このような組織の問題は、教員の専門性だけで児童生徒のあらゆる課題に対応していかなければならないことにある。そこには自ずと限界があり、いじめや不登校、特別支援教育の充実など、個々の教員だけでは対応できない課題が増え、より組織的な対応が求められ

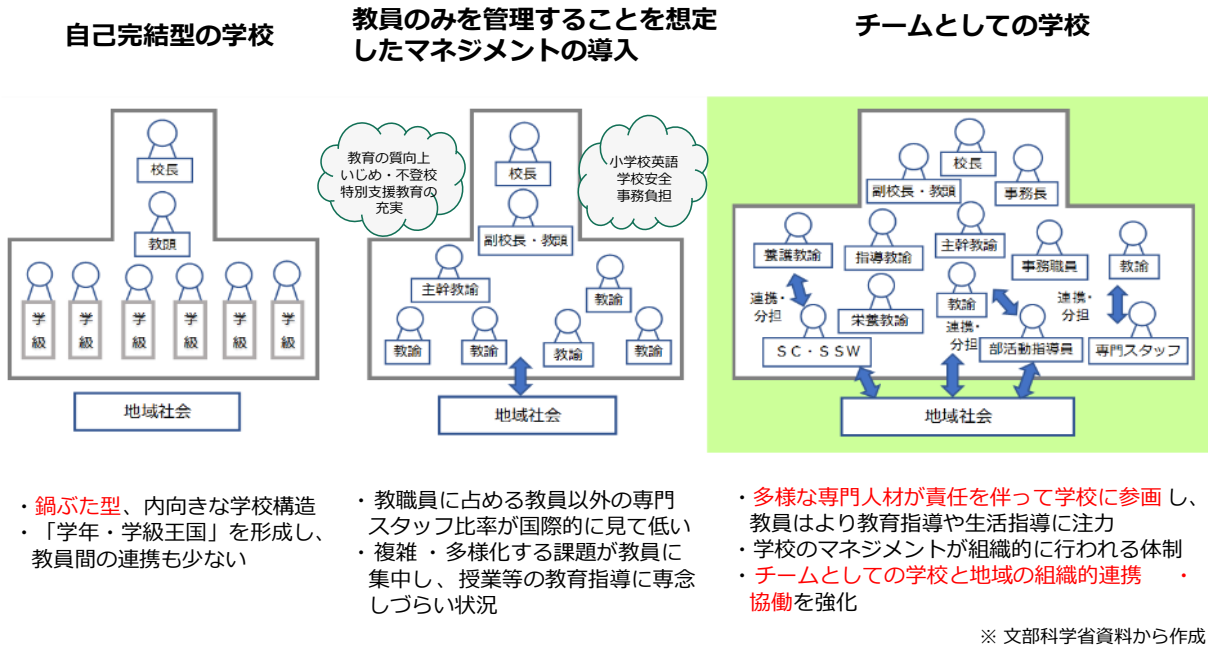


図 7

るようになった。このため、学校を所管する文部科学省（以下「文科省」という）や自治体は、学校管理職である校長のリーダーシップを強化するとともに、組織の構造もピラミッド型に変更し、地域力も借りながら学校運営をするという方向性を目指すこととした。それが中央の図である。

さらに、大都市圏を中心とする核家族化や近隣関係の希薄化によって地域や家庭の養育力が低下し、児童虐待や貧困など、子どもたちが抱える生活課題が複雑・多様化するに従い、学校には、教員に加え、多様な職種の専門職が配置されるようになった。もちろん、専門職を配置すれば、チームとして機能するようになるわけではない。長い間教員のみで運営されてきた学校の中に配置された SC や SSW からは、なかなか活躍の場が与えられないという声も聞かれ、実際の活用状況には、自治体ごと、学校ごとに大きな差が生じていることは否定できない。

しかしながら、いじめによる自殺や、虐待による死亡事案の発生、貧困など、子どもたちの課題が学校内で解決できる範囲を超えてきたことで、必然的に教員の持つ専門性や力量では対応できないことが増え、多職連携や地域の関係機関との連携の必要性がより強く意識されるようになった。こうして誕生したのが、図の右側の「チーム学校」である。コロナの影響が長引く中で、子どもたちの心身の健康を支える学校医や学校歯科医、学校薬剤師等の支援も重要である。

現在の学校は、児童生徒に対する教育に加え、さまざまな生活課題への対応についても大きな役割を担うことが期待され、教員自身もその期待を強く感じている。さらに、最近の教員不足や働き方改革といった新たな課題が、良くも悪くも「チーム学校」づくりの追い風になっている。

2. スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーの役割等 (図 8)

学校における SC と SSW の役割を比較すると、SC の支援手法はカウンセリングによる児童生徒の心のケアが中心であり、その活動は学校内が中心となる。一方、SSW は、家庭や友人関係など、児童生徒が置かれた環境に働きかけ、子どもや家庭が、本来持っている力を高めながら自ら課題解決に向けて取り組むことを支援していく。その特性上、SSW の活動場所は、学校内に留まらず、地域の福祉関係機関をはじめとする外部の関係機関とも連携しながら支援を展開する。

ちなみに、文科省が SC の活用事業を開始したのは平成 7 年、SSW はその 13 年後の平成 20 年からであり、子どもたちの課題が多様化するに従い、SC や SSW の存在感は増してきていると言える。

さらに、平成 26 年の「子供の貧困対策大綱」の策定を受けて、文科省は平成 27 年に「学校をプラットフォームとする総合的な子供の貧困対策」を事業化した。こうした取組によって、学校は、SC や SSW を

名称	スクールカウンセラー（SC）	スクールソーシャルワーカー（SSW）
人材	児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識・経験を有する者	教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識や経験を有する者
主な資格等	臨床心理士、精神科医等	社会福祉士、精神保健福祉士等
手法	カウンセリング（子供の心のケア）	ソーシャルワーク（子供が置かれた環境（家庭、友人関係等）への働きかけ）
配置	学校、教育委員会等	教育委員会 学校等
主な職務内容	①個々の児童生徒へのカウンセリング ②児童生徒への対応に関し、保護者・教職員への助言 ③事件・事故等の緊急対応における児童生徒等の心のケア ④教職員等に対する児童生徒へのカウンセリングマインドに関する研修活動 ⑤教員との協力の下、子供の心理的問題への予防的対応（ストレスチェック等）	①家庭環境や地域ボランティア団体への働き掛け ②個別ケースにおける福祉等の関係機関との連携・調整 ③要保護児童対策地域協議会や市町村の福祉相談体制との協働 ④教職員等への福祉制度の仕組みや活用等に関する研修活動
活動場所	主に学校内	学校内外 ※ 文部科学省の資料から作成

図 8

活用した相談体制を充実させ、全ての子どもが集う場としての特性を活かし、児童生徒の学力の保障だけでなく子どもが抱えるさまざまな課題を解決するプラットフォーム、すなわち、基盤としても機能することが明確化されてきた。

3. 児童虐待防止対策の経緯

学校にSCやSSWが配置され、相談体制や地域・市区町村の福祉部門との連携が強化されてきた背景には、児童虐待対応に対する体制整備の必要性が強く作用している。

過去20年間の児童虐待に関する主な法改正の経緯を見ると、平成12年に児童虐待防止法が成立してからも、虐待通告対応件数は右肩上がりの上昇を続け、10倍以上に及んでいる。本当に残念なことに、数多くの痛ましい虐待事案が繰り返し発生し、児童福祉法も含め、度重なる法改正による対策の強化が図られてきた（図9）。

4. 「学校の虐待対応力」の向上に向けて

次のスライドは、文科省が示している「学校における虐待対応等に関する体制の強化」に関する資料である（図10）。

学校は、子どもたちにとって家庭と同じくらい重要な居場所であるが、子どもたちの中には、勉強が理解できず、授業についていけないといった教科学習上の課題のほか、友人関係の悩みやいじめから不登校になるなど、学校生活上の問題を抱えている子どもがいる。

また、児童虐待や貧困、ヤングケアラーなど、家族との関係や家庭生活上の課題に悩む子どもも少なくない。

学校が、虐待をはじめとする子どもたちのさまざまな課題に適切に対応するためには、「チーム学校」による多職種連携組織としての特性が真に機能していくことが重要になる。文科省は、SCやSSWの配置の充実や、その職務内容の明確化、資質向上のための研修等を実施することによってそれを後押ししている。現在では、SCもSSWも学校教育法の規則において、学校職員として位置づけられ、校長の指揮監督下において、教員とともに児童生徒を支援する職員としての役割を担っている。

学校が、子どもたちが発する小さなSOSを見逃すことなく受け止めるためには、個々の職員の資質・能力の向上に加え、組織としての対応力の向上が必要である。各専門職が互いの役割を十分に理解した上で情報を共有し、学校の内外を問わず、地域の関係機関と連携・協力して、子どもたちの生活課題の改善を支援していかなければならない。

5. 多職種連携で「チーム学校」の対応力を向上

機能する「チーム学校」となるための構成員の役割について考えたい（図11）。

(1) 教員

毎日学校に来る子どもたちの表情や服装、言葉づかいや態度など、いつもと違う様子にいち早く気付くことができるのは教員である。子どもたちが自ら困り事を相談してくることは少なく、大人である教員の側が

- 2000 (H12) 年 児童虐待の防止等に関する法律（児童虐待防止法）の制定
- 2004 (H16) 年 児童虐待防止法・児童福祉法の改正
(虐待の定義拡大、通告義務の範囲拡大、区市町村の役割の明確化、面会通信制限の強化等)
- 2007 (H19) 年 児童虐待防止法・児童福祉法の改正
(児童の安全確認義務、臨検・捜索、面会通信等の制限拡大、接近禁止命令等)
- 2008 (H20) 年 児童福祉法の改正
(被措置児童虐待対応の明確化、要保護児童対策地域協議会設置の努力義務化)
- 2011 (H23) 年 民法・児童福祉法の改正
(親権停止の創設等、児童相談所長・施設長等による親権代行、未成年後見制度の見直し)
- 2016 (H28) 年 児童福祉法・児童虐待防止法等の改正
(児童が権利の主体であることの明確化等、母子保健施設を通じた虐待予防等、一時保護の目的の明確化、市町村への指導委託、親子関係再構築支援)
- 2017 (H29) 年 児童福祉法・児童虐待防止法等の改正
(市町村の体制強化、児童福祉司研修義務化、里親委託等の推進)
- 2020 (R 2) 年 民法・児童福祉法・児童虐待防止法等の改正
(児童の権利擁護、児童相談所の体制強化、児童相談所の設置促進、関係機関間の連携強化)

- 2001.8 兵庫県尼崎市で小1児童虐待死
- 2004.1 大阪府岸和田市で中3児童が餓死寸前まで虐待
- 2010.1 東京都江戸川区で小1児童虐待死
- 2018.3 東京都目黒区で5歳児童虐待死
- 2019.1 千葉県野田市で小4児童虐待死

※ 厚生労働省資料、東京都資料から作成

児童相談所での児童虐待相談対応件数の推移 (件)



図 9

- 現状**
 - 児童虐待の対応については、法令に基づき、早期発見・通告・情報提供が重要
 - 一方、関係機関が協力・連携して対応することが必要であり、更なる体制整備が必要
- 対応**
 - 学校へのスクールソーシャルワーカー (SSW) 及びスクールカウンセラー (SC) の配置を充実
 - 加えて、虐待対応のために、SSW や SC を重点配置
 - SSW 及び SC の活用促進に向けた職務内容の明確化や、資質向上のための研修の推進

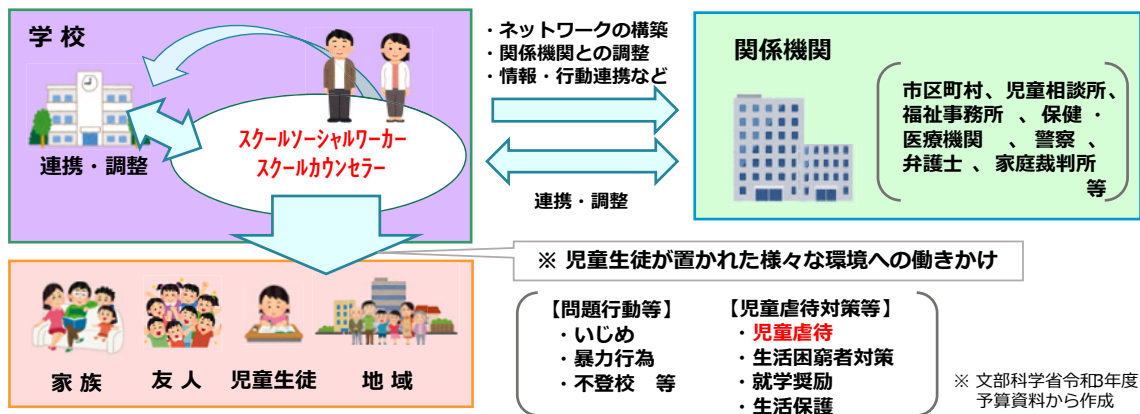


図 10

子どもたちの変化に気付く力を養うことが重要である。心の不調が身体症状に表れ、信頼できる大人かどうかを試し行動をしないと子どもたちの特性を理解し、遅刻や欠席、授業中に寝ている姿を見たら「何かあったのだろうか」と、背景にある見えない姿を想像する

感性を持ちたい。その上で、課題を抱える子どもたちに最善の形で向き合えるのは、必ずしも自分たち教員とは限らず、SC や SSW、場合によっては外部の関係機関かもしれないという広い視野と意識を持って、教員が抱え過ぎないことが大事である。管理職への報

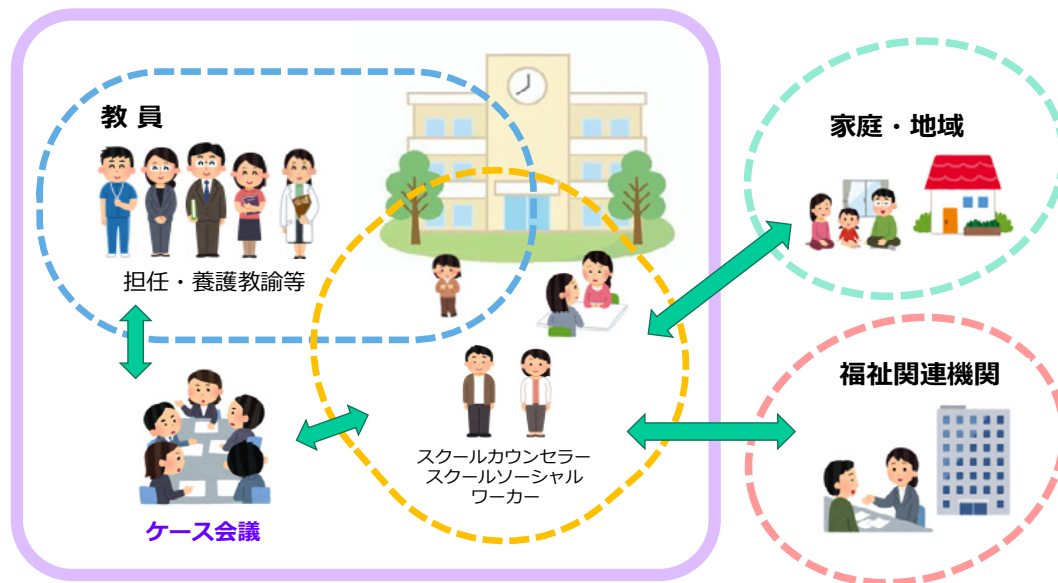


図 11

告・連絡・相談を適切に行い、迅速に支援体制を整えていく必要がある。

(2) SC (スクールカウンセラー)

SCは、いじめ問題を契機として、東京都においては小5、中1、高1の児童・生徒との全員面接を実施している。たとえ短時間の面接であっても、児童・生徒に顔を覚えてもらうことは、相談しやすい環境づくりに繋がる。面接等において心理専門職としての観点から子どもの状況を把握し、教職員や保護者にアドバイスすることを通して、子どもたちへの支援に貢献することができる。

(3) SSW (スクールソーシャルワーカー)

SSWは、子どもや学校から収集したさまざまな情報をもとに子ども本人や家庭・地域に関するアセスメントを行い、支援プランをたて、学校内のケース会議で共有する。虐待や貧困、ヤングケアラーなど学校にいる子どもだけを支援しても解決しない課題は、要保護児童対策地域協議会を活用し、地域の関係機関のネットワークを構築しながら、子どもの置かれた環境にはたらきかけることが求められる。SSWは、教職員や保護者と協力しながら実際に地域で動くことができる人材として今後さらなる活用が望まれる学校の専門職である。

6. 学校の目指すべき姿

最後に、「チーム学校」が目指すべき姿について述べておきたい。

これまでの学校は、校内で起きたことには責任を持って対応するものの、学校外の生活課題にまで手を伸ばすことにはやや消極的な傾向が強かったように思う。しかし、子どもたちにとっては、家庭生活も学校生活も連続する1日の中にあり、相互に影響し合うことは言うまでもない。子どもたちの大切な居場所である学校が、今よりも子どもたちのウェルビーイングに資するものとなるためには、学校の役割も変化していかなければならない。

「チーム学校」の力で支援が必要な子どもや家庭を地域の関係機関につなぐことができれば、その支援は、小・中・高という学校の区切りを超えて、途切れることなく地域の中で引き継がれていくことになる。

教員の本務が児童生徒に向き合うことであるとすれば、学習上の課題に気付いて指導をするのと同じように、生活課題に気付いた場合には他の専門職と情報を共有し連携して対応していくようにしたい。そうすることによって、学校は、子どもたちの成長をより多面的に支えることができる場として充実することになる。学業の保障と福祉サービスの提供は、決して二者択一的なものではない。学校にいたからこそ福祉の支援につながり保健・医療的な支援につながるようになれば、学校は子どもたちの課題解決のための「プラットフォーム」(基盤)として頼れる居場所となることができる。これこそが、子どもの最善の利益の実現のために、これからの学校が目指すべき姿ではないだろうか。

いじめ, 不登校, 虐待対応, ヤングケアラーと, たとえどんな課題が子どもたちに生じたとしても, 教員がいち早く気付き, 多職種連携チームで情報を共有し, 適切な支援やサービスにつなぐという手法は共通である。令和 5 年 4 月には「こども家庭庁」が設置される。子どもを中心にした施策の再構築によって「チーム学校」の対応力の向上が強化され, 学齢期の子どもたちへの支援が一層充実することを期待したい。

病院における CPT の役割

森内 優子, 測上 達夫 (イムス富士見総合病院 小児科)

I. はじめに

厚生労働省の報告によると, 令和 3 年度の児童相談所における児童虐待相談対応件数は 207,659 件と過去最多であったが, 医療機関からの児童虐待相談対応件数は 3,608 件 (1.7%) に留まっている¹⁾。院内子ども虐待対応組織 (child protection team : CPT) の設置率が年々高まっているにも関わらず, 医療機関からの児童虐待相談対応件数の割合が低い要因として, 院内 CPT が上手く機能していない可能性が考えられる。

今回, 院内 CPT の役割や求められる姿勢について, 当院での取り組みを交えながら述べる。

II. 院内 CPT とは

院内 CPT では, 小児科医, 医療ソーシャルワーカー, 救急外来看護師, 小児科看護師等が中心メンバーとなり, 子ども虐待事例に対して組織的対応を行う。院内 CPT を設置する意義として, ①主治医の負担を軽減し, 役割分担する, ②病院として責任をもつ, ③病院の中で, 虐待対応に対する知識を結集する, ④虐待の診断に必要な検査や取り組みの提案をする, ⑤他科連携をスムーズにする, ⑥院外連携をスムーズにするなどが挙げられる²⁾。

院内 CPT の主な役割として, 虐待の早期発見, 虐待対応, 虐待予防がある。虐待の早期発見や予防のためには, 子どもの心身に表れている SOS を見逃さず, 子どもを養育するゆとりがなくて困っている親の存在に気づけるよう, 日常診療において常にアンテナを張っておく必要がある。また, 虐待症例に遭遇した際に適切な対応が行えるよう, 日頃から院内 CPT の対応システムを整備し, ある程度マニュアル化しておく

ことが重要である。さらに, より柔軟で幅広い対応ができるよう, 他科や地域機関と日頃から良好な関係を築いておくことも大切である。

III. 当院 CPT の取り組み

1) 当院について

当院は, 埼玉県南西部地域を二次医療圏とする地域基幹病院であり, 主に富士見市, ふじみ野市, 三芳町在住の子どもたちが受診している。病床数は 341 床であり, そのうち小児病棟は 41 床となっている。常勤小児科医 12 名, 小児外科医 2 名, 心理士 4 名の他, 2022 年度から非常勤の児童精神科医 1 名が加わり, 小児医療を提供している。

当院のような二次医療機関では, 図 12³⁾に示す通り, 丸で囲んでいる虐待予備軍や育児不安群を早期に発見し, 適切な支援につなげる役割が求められる。また, 重症例などで三次医療機関へ転院した場合でも積極的にバックトランスファーを受けて退院前に家庭と地域機関をつなぎ, 退院後も当院がかかりつけ医療機関として継続して携わる必要がある。こうした点を踏まえて, 2016 年に小児科医と医療ソーシャルワーカーが中心となり, 院内 CPT を設置した。

2) 当院 CPT の取り組み

委員会メンバーは, 医師 (小児科/小児外科), 看護師 (小児科病棟/小児科外来/救急外来), 心理士, 病棟保育士, 医療ソーシャルワーカー, 事務職員からなり, 症例に応じて放射線科や整形外科など他科医師にも参加を呼びかけている。主な活動として, 2 か月に一度の定期会議で症例の振り返りや対応システムの見直しを行い, 虐待発見時は緊急会議で通告などの対応について協議を行っている。その他, 地域の行政機関や教育機関と虐待対応について勉強する機会を設けたり, 学会発表や論文作成に取り組んだりしている。

しかし, CPT 設置当初は, 医療スタッフの子ども虐待に関する知識が不十分であったため院内に講師を招いて「医療機関向け虐待対応プログラム BEAMS」⁴⁾を職員約 50 名が受講し, 知識の習得に努めた。他にも, 小児死亡時対応講習会, 性被害児診察対応講習会, RIFCR^{TR}研修, 子ども虐待医学会, AHT 研究部シンポジウム, 千葉県児童虐待対策研究会北総地区分科会などに参加させてもらい, 実践的な対応を学んだ。また, 埼玉県児童虐待対応医療ネットワーク事業が開催する研修会への参加を機に, 県内の医療機関や行政機